令和4年1月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和4年1月12日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社東京マリンサービス（法人番号：5010601036180）　代表者　熱海　光顕
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都江東区青海3-2-17ﾜｰﾙﾄﾞ流通ｾﾝﾀｰ505 （本社営業所）　東京都江東区青海3-2-17ﾜｰﾙﾄﾞ流通ｾﾝﾀｰ505
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　340日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第20条
（６）違反行為の概要	令和2年11月10日、令和2年11月27日、令和2年12月10日及び令和2年12月16日、定期的な監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)他の営業所の運行管理者又は補助者としての兼任違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の9第1項)、(4)運送引受書の交付義務違反(運輸規則第7条の2第1項)、(5)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(6)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(7)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)無車検運行(車両法第58条第1項)、(10)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(11)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(12)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　34点 当該事業者の累積点数　34点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和4年1月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和4年1月12日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社城武観光（法人番号：9070002002847）　代表者　関口　宏之
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　群馬県前橋市富士見町石井387 （本社営業所）群馬県前橋市富士見町石井387
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和3年6月17日及び令和3年7月7日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和4年1月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和4年1月12日
（２）事業者の氏名又は名称	三球観光株式会社（法人番号：2240001023016）　代表者　坂井田　勝利
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　広島県東広島市西条町寺家6480-2 （千葉営業所）千葉県香取郡多古町大高字前野1-528
（４）行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和3年11月8日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行指示書の記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　1点 当該事業者の累積点数　1点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)